

平成18年度監査結果に対する措置事項の公表
(経済観光局)

- 1 監査結果公表年月日
平成19年6月8日(広島市監査公表第13号)
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成25年3月13日(広経経第10038号)
- 3 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

指導調整団体(財団法人広島勤労者職業福祉センター)に対する指導調整業務について (所管課:経済観光局経済企画・雇用推進課)	
監査の結果	措置の内容
<p>財団法人広島勤労者職業福祉センターにおいては、債務超過の状態が数年間継続しており、登記事項である資産の総額は毎事業年度異なるにもかかわらず、この変更登記が一度もなされていない。また、就業規則に定めるタイムレコーダーによる打刻を行っていない事例が見受けられた。</p> <p>については、同財団法人の業務執行状況等の把握に努め、適切な指導調整を行われない。</p>	<p>財団法人広島勤労者職業福祉センターは、財団法人広島市文化財団及び財団法人広島市ひと・まちネットワークと統合し、平成23年4月1日に財団法人広島市未来都市創造財団となった。平成23年度決算における同財団法人の正味財産は4億4,121万円と債務超過状態は解消されている。</p> <p>また、平成19年5月、平成20年5月にそれぞれ変更登記を行い資産総額の変更を行った。</p> <p>なお、平成20年12月1日の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、登記事項の変更を規定する民法第46条が削除されたため、平成21年以降は資産の総額について登記事項の変更を行う必要がなくなった。</p> <p>一方、平成19年4月には職員就業規則を改正し、職員及び嘱託職員は出勤簿に押印する方法とし、勤務時間が不規則な臨時職員についてはタイムレコーダーにより打刻する方法とした。これらの方法により現在も適正な労務管理に努めている。</p>

平成 2 3 年度 監 査 結 果 に 対 す る 措 置 事 項 の 公 表
(下 水 道 局)

- 1 監査結果公表年月日
平成 2 4 年 9 月 5 日 (広 島 市 監 査 公 表 第 3 6 号)
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成 2 5 年 2 月 2 8 日 (広 管 管 第 1 0 4 0 2 号)
- 3 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容

公共下水道等における取付管の設置に要する費用の徴収に関する事務について (所管課：下水道局管理部管理課)	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>下水道局では、公共下水道等の排水施設の敷設工事が完了した後において、建築物の所有者等である義務者（下水道法及び広島市下水道条例の規定により排水設備を設置しなければならない者をいう。以下同じ。）がその排水設備を当該排水施設に接続させる必要が生じた場合には、義務者の申請により排水設備と公共下水道等の排水施設を接続する取付管の設置工事を施行し、その工事に要した費用の全部又は一部を義務者から徴収している。</p> <p>義務者から徴収する取付管の設置工事に要した費用の額（以下「義務者負担額」という。）については取付管の設置に要する費用の徴収等に関する事務取扱要綱（以下「取付管設置要綱」という。）に基づき算定しなければならないが、義務者負担額の算定を誤っていた事例が見受けられた。これは、義務者負担額の算定誤りというリスクを防止する取組が十分に実施されていないことに起因するものであり、内部統制の観点から見た場合、統制活動及びモニタリングの面において問題がある。</p> <p>ついては、義務者負担額に関して、取付管設置要綱に基づき適正な算定を行うとともに、算定誤りの再発防止に向けて、事務処理マニュアルやチェック体制の整備、モニタリングの充実など、内部統制の強化を図られたい。</p>	<p>当該事務について、取付管設置要綱に基づき適正な算定を行うとともに、義務者負担額の算定誤りの再発を防止するため、次の取組により内部統制の強化を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取付管設置要綱に基づく適正な算定 取付管設置要綱に基づき適正に義務者負担額の算定を行うため、平成 2 4 年 4 月 1 日付けで、取付管の設置工事に要した費用の額に係る義務者負担及び市負担の区分を明確にした運用基準（取付管の設置に要する費用の徴収等に関する事務取扱要綱の第 3 条の運用について）を定め、この運用基準に沿って義務者負担額を算定することとしている。 (2) 事務処理マニュアルの整備 事務処理を適正に執行できるよう、平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日付けで、事務処理フローや前述の運用基準などを集約した「取付管設置申請に係る事務処理マニュアル」を整備し、このマニュアルに沿って事務処理を行うこととした。 (3) チェック体制の整備及びモニタリングの充実 ア 当該事務の所管課において担当職員が義務者負担額を算定し、他の職員がこれを精査するという複数によるチェック体制の徹底を図ることとした。 イ 当該事務の所管課における事務処理の進行管理を徹底するため、担当職員が作成した「取付管設置申請処理状況表」をパソコン内の課共有フォルダに保存し、担当係長が設計及び設計変更の決裁時に事務処理状況を確認することとした。また、担当係長が週 1 回共有フォルダを閲覧して事務の進行管理を行うほか、当該事務の所管課が下水道局管理課に提出する「取付管設置集計表」に、担当係長及び担当課長の確認欄を設けることにより、チェック体制の強化を図ることとした。 ウ 年度当初に担当係長及び担当職員を対象とした会議を開催し、事務処理方法などに関する研修及び事務処理上の疑義の解決を行うとともに、四半期ごとに担当職員を対象とした会議を開催し、事務処理方法の再確認や事務処理状況の確認を行うなど、モニタリングの充実を図ることとした。